

丸亀市婚活支援事業委託仕様書

1 業務の目的

未婚化・晩婚化や若年女性の県外転出、特に近年ではコロナによる外出機会の減少により男女の出会いの機会が少なくなるなど様々な要因が重なり、本市の婚姻数が年々減少する中、結婚を望んでいる未婚者に出会いの機会を提供し、本市の婚姻数の増加を図るため、婚活支援事業に取り組むもの。

2 業務内容

(1)企画立案・実施運営

①婚活イベント

男女の出会いの機会を創出する婚活イベントを3回以上企画・実施すること。
参加者のニーズを踏まえ、リアルイベントだけでなくオンラインイベントも開催し、リアルイベントは丸亀市内で実施すること。

婚活イベントの参加者数は延べ300人を目標としている。

②婚活イベントと連携する取組

婚活イベントの開催にあたっては、参加者の婚活に対する自信の醸成を図るスキルアップセミナーを予め開催すること。

また、婚活イベントのみで終わることなく、継続的な出会いの機会の提供が可能となるよう、参加者に対して香川県が運営するかがわ縁結び支援センターへの登録促進に取り組むこと。

スキルアップセミナーの参加率及びかがわ縁結び支援センターの登録率は婚活イベント参加者の100%を目標としており、少なくとも8割以上となるよう努めること。

なお、婚活イベントが、スキルアップセミナー及びかがわ縁結び支援センターの登録促進と有機的に連携し、全体として高い効果が見込まれることを期待しているため、婚活イベント単独での実施は不可とする。

<その他の要件>

①参加対象者の年齢要件及びイベント1回あたりの参加者数は委託者において定め

ないので、提案者がイベントごとに設定して提案すること。

- ②委託料の対象経費は、委託事業に係る一切の費用（イベント企画・運営費、各種使用料、広報費など）とし、飲食費や体験料、個人の交通費は対象としない。また、備品購入費も原則対象としないため、リース・レンタル対応とすること。
- ③参加者から料金（参加料など）を徴収しても差し支えないが、金額は委託者と協議の上決定し、料金の管理は受託者が行うこと。高額な料金を設定することで本来の目的である事業の執行の妨げにならないよう注意すること。なお、参加料を充当する経費は委託料には含めないものとし、業務報告書において内訳を示すこと。
- ④婚活イベント、スキルアップセミナー開催にあたっての参加者一人当たりコストの上限は、事業ごとに原則1万円（税別）とする。ただし、このコストには事業実施に係る広報費は含まない。また、参加料を徴収する場合は、事業の実施に実質要した経費から参加料を控除した額が下表における所要額となる。

（計算例）

区分	所要額 ①	参加予定人数（募集人数） ②	一人当たりコスト ①／②	可否
A事業	1,500,000円	150人	10,000円	○
B事業	800,000円	100人	8,000円	○
C事業	750,000円	50人	15,000円	×

- ⑤スキルアップセミナーで講師を委嘱する場合、謝礼の上限額は原則一人一日当たり10万円（税別、旅費・交通費等の実費は除く。）とする。謝礼に旅費等を含む場合は、業務報告書においてその内容を明らかにする必要がある。
- ⑥参加者に啓発物品を配布する場合や講師の食糧費の取扱いは下表の範囲内とする。

参加者への啓発物品	金券以外で単価200円以下（税別）の一般的なものとし、必要な総数等を含め、個別に判断する。
食糧費	原則、対象としない。例外として、 ①講師の昼食代（終日拘束する場合で常識的な範囲） ②講師のお茶代（登壇者に対するペットボトルのお茶等） に限り、対象とする。

(2) イベントの周知、参加者の募集及び問合せ対応

対象年齢層に周知が行き届くよう、様々な媒体を活用した広報活動を実施し、参加者の募集・申込受付を行い、募集定員の確保に努めること。媒体についてはウェブでのレスポンス広告やSNSなど効果的な手法を提案すること。また、パンフレットやポスター等の印刷物については、作成部数、配布先及び配布内訳を示すこと。

イベントに係る参加者からの問合せについては、連絡先（電話、電子メールその他の方法）を定め、対応すること。

(3) イベントの効果検証

参加者の結婚に対する意識調査、本事業に対する満足度調査を行うためのアンケートの作成、集計、分析を行い、考察結果を報告すること。なお、アンケートはイベントごとに実施し、その後開催するイベント内容への反映に努めること。

(4) 業務報告書

業務完了後の業務報告書には次の内容を盛り込むこと。

- ・業務の概要（企画内容、手法など）
- ・業務実施結果（取組ごとに、実施回数、実施時期、参加者数のほか、要した経費について、委託料部分は対象外経費が含まれていないよう記載し、参加料を徴収する場合の充当経費の内訳を示すこと。）
- ・業務において作成したチラシ等
- ・その他関係資料

3 業務の実施

- ・本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- ・受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- ・受託者は、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- ・いわゆるサクラ（偽物の参加者）や既婚者が参加するなど、事業本来の趣旨を損なうことのないよう、厳正な運営を行うこと。
- ・イベント開催時には、公的証明書等により参加者の本人確認を行うこと。

- ・ イベントの実施中は、参加者の安全確保に十分配慮し、不測の事態にも対応できる人員や体制を整えること。また、参加者の万一の事故等に備えて必要な保険に加入すること。
- ・ イベント参加者からの相談は真摯に対応すること。
- ・ 参加者との間に発生したトラブルに対しては受託者が責任を持って対処すること。
- ・ 障がい者の参加に支障がないよう、必要な配慮を行うこと。
- ・ 必要に応じて、感染症の感染防止対策を行うこと。
- ・ 公費を用いたイベントであるため、アルコール類の提供は一切認めない。
- ・ 受託者は、業務の進捗に関して定期的に報告を行うこと。
- ・ 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託業務選定報告書（自由様式）を提出し、委託者の承諾を得ること。
- ・ 委託業務に係る成果物等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議して対応するものとする。

4 その他の留意点

- ・ 「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」などの言動に表れる性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように注意すること。
- ・ 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- ・ 結婚を希望する人が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰からどのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。
- ・ 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。
- ・ 本事業の実施に当たり、個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令を遵守し、取扱いには十分に注意すること。